

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 〇 訓令 福島県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令 九
- 〇 告示 土壌汚染対策法により要措置区域の指定を解除する件 九
- 〇 福島県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する規程 一〇
- 〇 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四
- 〇 公告 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四
- 〇 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 四
- 〇 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件四件 四
- 〇 落札者を決定した件 五
- 〇 福島県病院局 落札者を決定した件 六

訓令

福島県訓令第一号

本庁 機関
出先 機関
福島県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産業協同組合等検査規程（平成十三年福島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 次に掲げる法律の規定により知事が組合等に対して行う検査（以下「検査」という。）は、この訓令の定めるところによる。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）
- 二 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）
- 三 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）
- 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
- 五 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
- 六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）
- 七 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三十三号）
- 八 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）
- 九 農業協同組合法第十一条の二十五において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第五号）

この訓令は、令和三年一月十四日から施行する。

（農業経済課）

告示

福島県告示第二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定を解除する区域
 - 一 西白河郡西郷村大字羽太字鍛冶屋畑十番の一部
- 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - ふつ素及びその化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

なし

三 講じられた実施措置

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

(水・大気環境課)

福島県告示第二十五号

福島県林業用種苗売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県林業用種苗売払規程の一部を改正する規程

福島県林業用種苗売払規程(昭和二十九年福島県告示第千二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「造林の」を「、造林の」に改める。

第二条中「種子については」及び「に、苗木及び穂木については所轄の福島県農林事務所長(以下「所長」という。)」を削る。

第五条中「所長又は」を削る。

第七条中「申請者を」を「申請者は、」に改め、「所長又は」を削る。

第八条中「申請」を「、申請」に改め、「所長又は」を削る。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

福島県林業研究センター所長

住 所
氏 名

林業用種苗売払申請書

福島県林業用種苗売払規程により、下記のとおり種苗を売り払い願いたく申請
します。

記

申請内容

穂木・種子・ 苗木の別	種 類	樹 種	数 量	引受期限	備 考

第2号様式 (第5条関係)

年 月 日

福島県林業研究センター所長

住 所

氏 名

請 書

種苗の売払代金については、下記のことをお請けいたします。

記

1 引受内容

穂木・種子・ 苗木の別	種 類	樹 種	数 量	引受年月日	備 考

2 売渡代金を福島県林業用種苗売払規程第4条により納入すること。

3 売渡代金を納期限までに納入できなかった場合は、売渡代金に加えて、売渡代金に納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第235条第1項に定める割合を乗じて計算した金額に相当する遅延利息を納入すること。

第3号様式 (第7条関係)

年 月 日

福島県林業研究センター所長

住 所
氏 名

林業用種苗受領書

下記のとおり受領いたしました。

記

受領内容

穂木・種子・ 苗木の別	種 類	樹 種	数 量	受領年月日	備 考

この規程は、令和四年一月十四日から施行する。

(森林整備課)

福島県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
菅野栄吉 菅野茂 矢内定澄 三瓶部 村上彰一
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第七百九十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

公 告

公告第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
南相馬土地改良区
退任した役員
役員 氏名 住所
監事 遠藤 金定 南相馬市原町区仲町一丁目四八番地の一
就任した役員

役員 氏名 住所
監事 高倉 一夫 南相馬市原町区上町一丁目三四番地

(農村計画課)

公告第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、前田堰頭首工管理規程について、令和三年十二月二十八日次のとおり認可した。

令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称
郡山市東部土地改良区
- 二 管理規程の概要

- 1 取水に関する事項
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月一日から十月三十一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

(農村計画課)

公告第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和四年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第11号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年1月14日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複合PC実習システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
37,180,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年11月9日

(入札用度課)

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和4年1月14日

福島県立南会津病院長 佐 竹 賢 仰

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
生化学自動分析装置システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地
福島県立南会津病院 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1
- 3 落札者を決定した日
令和3年12月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社シバタインテック 宮城県仙台市若林区卸町二丁目11番地3
- 5 落札金額
32,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年10月26日

（事務部（総務））